

福知山市有料広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより、本市の自主財源を確保し、財政の健全化に資するため、本市の資産への民間企業等の広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 広告媒体 次に掲げる市有資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 市が発行する刊行物及び市が使用する封筒その他の印刷物

イ 市のホームページ

ウ その他広告媒体として活用できる資産等で市長が個別に認めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(3) 広告付寄附 民間企業等の広告を掲載した広告媒体の寄附をいう。

(広告掲載の基準等)

第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載し、又は広告付寄附を受けてはならない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 政治性や宗教性のあるもの

(4) 反社会的又は政治的な主義や主張を含んだもの又はそのおそれがあるもの

(5) 美観を損なうもの又はそのおそれがあるもの

(6) その他不適当と市長が判断したもの

2 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者に係る広告は、広告掲載し、又は広告寄附を受けることができない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業及びそれに類似する業種

(2) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業

(3) たばこに関する業種

(4) ギャンブル（宝くじを除く。）に関する業種

(5) 投機的商品に関する業種

- (6) 債権の取立て、示談の引受け等に関する業種
 - (7) 私的な秘密事項の調査に関する業種
 - (8) 法律に定めのない医療類似行為を行う業種
 - (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）に規定する暴力団員及び特殊結社団体又はそれらの関連事業者
 - (10) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生手続中の事業者
 - (11) 各種法令に違反している事業者
 - (12) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
 - (13) 本市の市税を滞納している事業者
 - (14) 前各号に掲げるもののほか、社会問題を起こしている業種又は事業者で市長が認めたもの
- 3 前2項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

（広告掲載の優先順位）

第4条 広告掲載の優先順位（以下「優先順位」という。）は、次の各号に定める順位とする。

- (1) 公共的性格のある企業で、市内に事業所等を有するもの
- (2) 国、地方公共団体、公社、公益法人及びこれらに類するもの
- (3) 前2号に掲げるもの以外の企業及び自営業で市内に事業所等を有するもの
- (4) その他市長が適当であると認めるもの

（広告の規格等）

第5条 広告の規格、掲載期間、作成の方法等は、広告媒体ごとに市長が別に定める。

（広告掲載料）

第6条 広告掲載料は、広告媒体の種類、数量及び作成経費、広告の掲載位置、掲載期間及び規格並びに市場相場を勘案して当該広告媒体ごとに市長が別に定める。

2 広告掲載料は、広告掲載に当たり、福知山市行政財産使用料条例（平成17年福知山市条例第24号）の規定により行政財産の目的外使用許可に係る使用料を徴収する場合においても、別に徴収するものとする。

（広告掲載の募集）

第7条 市長は、広報紙への搭載等の方法により、広告媒体ごとに広告掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）を募集するものとする。

（広告掲載の申込み）

第8条 掲載希望者は、福知山市有料広告掲載申込書（別記様式第1号。以下「申込書」という。）に必要な書類等を添えて、指定された日までに市長に提出するものとする。

（広告掲載の決定等）

第9条 市長は、申込書の提出があったときは、第3条に規定する広告掲載の基準等に基づき審査し、広告掲載の可否を決定する。

2 前項に規定する可否の決定において、同一の広告募集枠（広告媒体における掲載等を行う箇所をいう。以下同じ。）に2者以上の掲載希望者がある場合は、第4条各号の順を優先順位とし、当該掲載希望者が同順位の場合は、抽選により決定するものとする。

3 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を福知山市有料広告掲載決定通知書（別記様式第2号）又は福知山市有料広告非掲載決定通知書（別記様式第3号）により当該掲載希望者に通知するものとする。

（審査委員会）

第10条 前条第1項の審査において疑義が生じた広告の審査を行うため、広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、総務部長、秘書広報課長、資産活用課長及び財政課長をもって組織する。

3 委員長は、総務部長とし、会務を総理し、会議の議長となる。

4 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した者がその職務を代理する。

5 委員会は、委員長が招集し、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

6 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、過半数の時は、議長の決するところによる。

7 委員長は、必要があると認めたときは、委員会に職員又は関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

8 委員長は、審査結果を速やかに市長に報告するものとする。

9 委員会の庶務は、総務部資産活用課において処理する。

（広告掲載料の納付）

第11条 広告掲載の決定を受けた掲載希望者（以下「広告主」という。）は、市長の指定する期日までに広告掲載料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

2 既に納付された広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰すことができない事由により、広告掲載を取り消し、又は中止したときは、この限りでない。

3 前項の規定により還付する広告掲載料には、利息を付さない。

(広告主の責任等)

第12条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告主は、掲載しようとする広告が屋外広告物法（昭和24年法律第189号）に規定する屋外広告物に該当する場合は、京都府屋外広告物条例（昭和28年京都府条例第30号）に規定する許可を広告掲載決定までに受けなければならない。

3 広告主は、当該広告媒体が印刷物以外のものである場合、広告の掲載等の期間の終了後、速やかに広告媒体の現状回復を行わなければならない。

4 版下原稿、広告の作成経費、運搬並びに広告媒体への取付及び撤去に要する費用は、広告主の負担とする。

5 広告主は、当該広告媒体が印刷物以外のものである場合、掲載された広告が不適切な管理により本市及び第三者へ損害を及ぼすことがないように努めなければならない。

6 印刷物以外の広告媒体に掲載された広告が破損し、汚損し、又は滅失した場合において、その修復に係る経費は、市の責めによる場合を除き、広告主の負担とする。

7 広告主の責めに帰すべき理由により広告掲載を中止したことに伴い、市に損害が発生した場合は、市は当該広告主に対して損害賠償請求をすることができる。

(広告掲載の取消し)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、広告掲載を取消することができる。

(1) 本市の行政運営上支障があると認めたとき。

(2) 広告掲載料を納付しなかったとき。

(3) 京都府屋外広告物条例の規定による許可を得られなかったとき、又は許可が取消しとなったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(広告物の撤去等)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、広告の削除、撤去等を行うことができるものとする。

(1) 前条の規定により第9条第1項の決定を取り消された広告主が、広告物を撤去せず、又は削除しないとき。

(2) 広告主が広告掲載の許可期限を過ぎた後も広告物を撤去せず、又は削除しないとき。

(3) 広告主が倒産、解散等により消滅したとき。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、広告の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(様式第 1 号)

福知山市有料広告掲載申込書

年 月 日

福知山市長 様

申込者

住所（所在地）

氏名（名称）

電話番号

担当者氏名

福知山市有料広告掲載要綱第 8 条の規定により、下記のとおり広告掲載を申し込みます。

なお、この申込みに関する審査に当たり、福知山市の市税の納税状況を確認することについて、同意します。

記

1 掲載対象

2 掲載広告の内容 別紙原稿のとおり

(様式第2号)

第 年 月 日 号

様

福知山市長 印

福知山市有料広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申し込みのありました広告の掲載等について、下記のとおり掲載することに決定しましたのでお知らせします。

記

1 掲載対象

2 広告期間 年 月 日 ～ 年 月 日

3 広告掲載料 円

4 納付期限等 年 月 日

5 その他

(様式第3号)

第 年 月 日 号

様

福知山市長 印

福知山市有料広告非掲載決定通知書

年 月 日付けで申し込みのありました広告の掲載等について、下記のとおり掲載できないことに決定しましたのでお知らせします。

記

1 申込広告の内容

2 非掲載の理由

(様式第 4 号)

第 年 月 日 号

様

福知山市長 印

福知山市有料広告掲載取消通知書

年 月 日付けで決定した広告の掲載等については、下記の理由により決定を取り消します。

記

1 申込広告の内容

2 決定を取り消す理由